

docomo Wi-Fi ISP オプション サービスご利用規則

株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます）がお客様に提供する docomo Wi-Fi ISP オプションサービス（以下「本サービス」といいます）は、この docomo Wi-Fi ISP オプション サービスご利用規則（以下「本規則」といいます）並びにドコモが別途定める 5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款、FOMA サービス契約約款およびワイドスター通信サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます）にしたがって提供されます。なお、本規則は、契約約款の一部を構成します。お客様が本規則および契約約款（以下総称して「本規則等」といいます）に承諾されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

1. 用語の定義

- (1) Xi 等契約：契約約款に定める 5G 契約、Xi 契約、Xi ユビキタス契約（Xi 契約と併せて以下「Xi 契約」といいます）、FOMA 契約、FOMA ユビキタス契約（FOMA 契約と併せて以下「FOMA 契約」といいます）またはワイドスター契約（以下「ワイドスター契約」といいます）のうち、本サービスの利用に係るものをいいます。
- (2) Xi 等契約者：Xi 等契約を締結している者をいいます。
- (3) 利用契約：ドコモから本サービスの提供を受けるための本規則等に基づく契約をいいます。
- (4) サービス契約者：Xi 等契約者のうち、ドコモとの間で利用契約を締結した者をいいます。
- (5) 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載したドコモのインターネットウェブサイト<https://www.nttdocomo.co.jp/service/wifi/docomo_wifi/about/bill_plan/>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、ドコモがその URL を変更した場合は、変更後の URL とします）をいいます。

2. サービス概要

- (1) 本サービスは、ドコモが別途定める無線 IP 通信網サービス契約約款に定める無線 IP 通信網を通じて、本サービスの利用可能エリア（以下「本サービスエリア」といいます）において、無線 LAN 接続（ドコモが別途指定する規格による接続方式に限ります）によりインターネット接続等が可能になるサービスです。
- (2) 本サービスには、以下のコースがあります。
 - ① docomo Wi-Fi(sp モード)コース
sp モード（ドコモが別途定める「sp モードご利用規則」において定義する「sp モード」を指すものとし、以下同じとします）の契約者が、本サービスの申込みの際し、sp モードの契約者である旨その他ドコモが指定する事項を申告した場合に適用されるコースです。
 - ② docomo Wi-Fi(mopera U)コース

mopera U（ドコモが別途定める「mopera U ご利用規則」（以下「mopera U ご利用規則」といいます）において定義する「mopera U サービス」のうち、mopera U ご利用規則において定義する「U ライトプラン」に係るものを除くものを指すものとし、以下同じとします）の契約者が、本サービスの申込みに際し、mopera U の契約者である旨その他ドコモが指定する事項を申告した場合に適用されるコースです。

③ docomo Wi-Fi(ビジネス mopera)コースビジネス mopera インターネット（ドコモが別途定める「ビジネス mopera インターネットご利用規則」（以下「ビジネス mopera インターネットご利用規則」といいます）において定義する「ビジネス mopera インターネットサービス」を指すものとし、以下同じとします）の契約者が、本サービスの申込みに際し、ビジネス mopera インターネットの契約者である旨その他ドコモが指定する事項を申告した場合に適用されるコースです。

3.本サービスの利用

(1)本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます）が本サービスを利用いただくためには、ドコモが別途ドコモのインターネットホームページ

[\(\[https://www.nttdocomo.co.jp/service/wifi/docomo_wifi/application/index.html\]\(https://www.nttdocomo.co.jp/service/wifi/docomo_wifi/application/index.html\)\)](https://www.nttdocomo.co.jp/service/wifi/docomo_wifi/application/index.html) に定めるところに従い、本サービスの利用の申込みが必要となります。ドコモが当該申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、申込者とドコモとの間に利用契約が成立するものとし、また、申込者が未成年者である場合は、本サービスの利用の申込みについて法定代理人（親権者または未成年後見人）の事前の同意を得るものとし、また、

(2)ドコモは、以下に定める事項のいずれかに該当すると判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。

- ① 申込みの内容に不備があり、もしくはその内容が事実と反しているとき、またはそのおそれがあるとき
- ② 申込者が未成年者である場合は、その法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意を得ている事実をドコモが確認できないとき
- ③ 申込者が「5.利用料金」に定める利用料金その他のドコモに対する債務（ドコモがその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします）の弁済を現に怠り、または怠るおそれがあるとき
- ④ 申込者が「15.禁止事項」の定めを違反するおそれがあるとき
- ⑤ 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除または本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき
- ⑥ 申込者が本規則等に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき
- ⑦ その他、ドコモが不適切と判断するとき

(3)本サービスを提供するために本サービスエリア内に設置されているアクセスポイント

(スマートフォンやパソコンなどの Wi-Fi 対応機器を無線 LAN を介してインターネットに接続するために設置する機器の総称をいいます。以下「アクセスポイント」といいます)には、アクセスポイントごとにご利用可能時間が設定されています。利用可能時間外のアクセスポイントにより構成される本サービスエリアでは、本サービスの利用はできません。

(4)本サービスは無線を使用しているため、本サービスエリア内でも本サービスが利用できない場合や、通信品質に差が生じたり、通信中に通信が遮断されたりする場合があります。

(5)サービス契約者が何らかの事由により本サービスを受けられないことによりサービス契約者に生じた損害に対するドコモの責任は、契約約款の規定のとおりとします。

(6)ドコモが別途定める「sp モードご利用細則」に規定するアクセス制限サービス(以下「アクセス制限サービス」といいます)、ドコモが別途定める「moperaU ご利用規則」に規定するアクセス制限(以下「アクセス制限」といいます)、「ビジネス mopera インターネットご利用規則」に規定する URL 制限機能(以下「URL 制限機能」といいます)を利用されている場合は、本サービスのご利用時にもアクセス制限サービス(docomo Wi-Fi(sp モード)コースをご利用の場合)、アクセス制限(docomo Wi-Fi(mopera U)コースをご利用の場合)、URL 制限機能(docomo Wi-Fi(ビジネス mopera インターネット)コース)がそれぞれ適用されます。また、ドコモは、本サービスのご利用にあたり、別途ドコモが指定する児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体により、児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等を含むと判断されたサイトの閲覧を制限することがあります。

(7)契約約款に基づき 5G サービス、Xi サービス、FOMA サービスまたはワイドスター通信サービス(本サービスの利用に係るものに限ります)を利用できないときは、本サービスを利用することができません。

(8)提供条件書「docomo Wi-Fi 永年無料キャンペーン/無料キャンペーン」に定める「docomo Wi-Fi 無料キャンペーン」対象のお客様は、キャンペーン適用期間終了後は本サービスの利用を再度申込むことはできません。

4.通信機器等について

(1)サービス契約者は、本サービスを利用するために必要な無線 LAN 対応機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器(以下「通信環境」といいます)を、自己の費用と責任において準備するものとします。

(2)前号の通信環境の不備による利用障害については、ドコモは責任を負いません。

5.利用料金

(1)本サービスの利用に係る料金(以下「利用料金」といいます)は、月額 300 円(税別)とします。なお、5G 契約、Xi 契約、FOMA 契約およびワイドスター契約のそれぞれの契約について、利用契約を最初に締結(※)することとなった場合は、利用料金について、当該利用契約を締結した日から起算して 31 日間は、利用料金の支払いを要しないものとしま

す。

(※)

- ・Xi 契約、FOMA 契約またはワイドスター契約の解約と同時に新たに 5G 契約を締結した場合、利用契約は継続したものとみなします。
- ・5G 契約の解約と同時に新たに Xi 契約、FOMA 契約またはワイドスター契約を締結した場合、利用契約は継続したものとみなします。
- ・Xi 契約の解約と同時に新たに Xi 契約を締結した場合、利用契約は継続したものとみなします。
- ・FOMA 契約またはワイドスター契約の解約と同時に新たに Xi 契約を締結した場合、利用契約は継続したものとみなします。
- ・FOMA 契約または Xi 契約の解約と同時に新たにワイドスター契約を締結した場合、利用契約は継続したものとみなします。

(2)サービス契約者は、毎月の利用料金を、これに加算される消費税（地方消費税を含みます）相当額とともに、契約約款に基づく 5G サービス、Xi サービス、FOMA サービスまたはワイドスター通信サービスのうち本サービスの利用に係るものの利用に係る料金（以下総称して「Xi 等料金」といいます）と併せて支払うものとします。なお、利用料金の請求方法および支払方法については、本規則に別段の定めがある場合を除き、Xi 等料金に係る契約約款の定めを準用するものとします。

(3)歴月の初日以外の日に利用契約を締結し、または終了した場合、歴月の初日に利用契約を開始し、その日に当該利用契約を解約した場合のそれぞれの日の属する月の利用料金は、日割計算によって得た額とします。

(4)サービス契約者は、利用料金その他のドコモに対する債務（延滞利息を除きます）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第 2 項に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。

(5)ドコモは、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(6)サービス契約者は、ドコモが利用料金その他のサービス契約者に対する債権をドコモが指定する第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。

6.個人情報

ドコモは、本サービスの提供にあたり申込者およびサービス契約者から取得する個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

7.本サービスの利用開始時期について

利用契約を締結した場合、ドコモはサービス契約者に対し、本サービスの利用にかかるユーザ ID（サービス契約者を特定するためにドコモが発行する文字と数字を組み合わせた固有の記号（※）をいいます。以下同じとします）およびパスワードを付与します。

（※）

<docomo Wi-Fi（sp モード）コースをご利用の場合>

ユーザ ID は「docomo Wi-Fi ユーザ ID」に-spmode@docomo を付したものとなり、パスワードは「docomo Wi-Fi パスワード」として指定されるものとなります。

<docomo Wi-Fi（mopera U）コースをご利用の場合>

ユーザ ID は、「基本ユーザ ID」に-mopera@docomo を付けたものとなり、パスワードは「基本パスワード」として指定されるものとなります。

<docomo Wi-Fi（ビジネス mopera インターネット）コースをご利用の場合>

ユーザ ID は、「ビジネス mopera インターネットユーザ ID」に-mopera@docomo を付けたものとなり、パスワードは「ビジネス mopera インターネットパスワード」として指定されるものとなります。

8.ユーザ ID、パスワード等の管理について

- (1)サービス契約者は、ユーザ ID およびパスワードを、ドコモ所定の手続きに従い変更することができます。
- (2)ドコモは、サービス契約者のユーザ ID が入力された場合には、サービス契約者から入力されたものとみなして取扱うこととします。
- (3)ドコモがユーザ ID およびパスワードにて認証の上取扱いをした場合には、ドコモの責によらないユーザ ID またはパスワード等の窃用・不正使用その他の事故があっても、そのためにサービス契約者に生じた損害については、サービス契約者が負担することになります。サービス契約者は、自らのユーザ ID およびパスワード等を善良なる管理者の注意義務をもって第三者に知られないように管理し、これを第三者に対して開示し、利用させ、または貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。また、定期的にパスワードを変更する等他人に不正に使用されることがないよう十分注意をしてください。
- (4)本サービスの利用に必要な SSID および WPA2 キー、WEP キーは、お申込み時にサービス契約者に付与されます。SSID および WPA2 キー、WEP キーを設定されないと本サービスのご利用ができませんのでご注意ください。また、WPA2 キー、WEP キーを受領後はサービス契約者の責任において WPA2 キー、WEP キーを管理することとします。
- (5)ユーザ ID、パスワード、WPA2 キーまたは WEP キーを他人に不正に知られた場合または他人に不正に使用されていることを知った場合は、直ちにその旨をドコモに連絡するとともに、ドコモからの指示がある場合にはこれに従ってください。

9.著作権について

本サービスに関連して、または本サービスを通じてサービス契約者に提供される情報やコンテンツ等（以下「コンテンツ等」といいます）に係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社または第三者に帰属します。利用契約の締結は、サービス契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、サービス契約者は、利用契約に基づく本サービスの利用に必要な範囲に限って、コンテンツ等を使用することができるものとします。

10.本サービスの利用中止について

ドコモは、次の場合には、本サービスの利用の中止を行うことがあります。この場合において、ドコモは、ドコモが適当と判断する方法により、サービス契約者にその旨をお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- (1)天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなった場合
- (2)ドコモの設備またはサービスの障害による場合
- (3)ドコモの設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (4)通信の輻輳等のため、契約約款の規定に基づき、通信の利用を制限する場合
- (5)その他技術上またはドコモの業務の遂行上やむを得ない場合

11. サービス契約者が行う利用契約の解除

サービス契約者は、利用契約の解除を希望する場合は、ドコモ所定の方法によりその旨をドコモに申し出ることにより、利用契約を解除することができるものとします。この場合、ドコモが、解除手続が完了した旨をサービス契約者に通知した時点で利用契約は終了するものとします。

12.ドコモが行う利用契約の解除

ドコモは、契約約款に定める場合またはサービス契約者が「15.禁止事項」に違反したとドコモが判断した場合には、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

13.利用契約の終了

- (1)サービス契約者とドコモとの間の Xi 等契約が終了した場合または本サービスが廃止された場合は、当該終了または廃止の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。
- (2)利用契約が解除その他の事由により終了した場合、終了時点以降は、本サービスをご利用いただくことはできません。なお、その後に再度利用契約を締結された場合であっても、終了時点以前に利用されていた際の本サービスの設定情報等は新たな利用契約には引き継がれません。

14.損害賠償の制限

(1)本サービスの提供に関するシステム上の障害による遅滞、変更、中止もしくは廃止または本サービスを通じて登録もしくは提供される情報等の破損もしくは滅失その他本サービスに関連して生じたサービス契約者の損害に対するドコモの責任は契約約款に定めるとおりとします。

(2)本規則の定めにかかわらず、本サービスに関してドコモの故意または重大な過失によりサービス契約者に損害を与えた場合は、前項その他本規則においてドコモを免責する規定は適用しません。

15.禁止事項

サービス契約者は本サービスを利用して次の各号に該当する行為を行わないものとします。サービス契約者が次の各号のいずれかの項目に該当する行為を行った場合、ドコモは契約約款に基づきドコモの判断により本サービスの利用を停止する場合があります。

(1)他のお客様、ドコモまたは第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

(2)他のお客様または第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為

(3)他のお客様、ドコモまたは第三者を差別もしくは誹謗中傷しまたはその名誉もしくは信用をき損する行為

(4)詐欺等の犯罪に結びつく行為または結びつくおそれのある行為もしくはこれを誘発する行為

(5)わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信する行為

(6)無限連鎖講（ネズミ講）の勧誘行為

(7)選挙期間中であるか否かを問わず、選挙の事前運動、選挙運動またはこれに類する行為もしくは公職選挙法に抵触する行為

(8)本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為

(9)ユーザ ID、パスワード等を不正に使用し、他人になりすまして本サービスを利用する行為（他のお客様または第三者のメールアドレスを電子メールに表示させる等して他人になりすまして電子メールを送信する行為を含みます）

(10)コンピュータウイルス等の有害なコンピュータプログラムを送信する行為

(11)他のお客様または第三者に対し、無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為もしくは他のお客様または第三者が嫌悪感を抱くもしくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール等）を送信する行為

(12)ドコモまたは第三者の電気通信設備の利用もしくは運用に支障を与える行為または与えるおそれのある行為

- (13)本サービスの運営を妨げるまたは信用をき損する行為またはそのおそれのある行為
- (14)その他法令もしくは公序良俗に反する行為
- (15)その他ドコモが不適切と判断した行為

16.契約に関する注意事項

サービス契約者が次の各号のいずれかのお手続きをされた場合、当該お手続きが完了した時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。

- (1)sp モードの利用に係る契約の解約(docomo Wi-Fi(sp モード)コースの場合に限ります)、moperaU サービスの利用に係る契約の解約 (docomo Wi-Fi(mopera U)コースの場合に限ります) またはビジネス mopera インターネットサービスの利用に係る契約の解約 (docomo Wi-Fi(ビジネス mopera)コースの場合に限ります)
- (2)Xi 等契約に係る契約約款に定める電話番号保管
- (3)Xi 等契約に係る名義変更 (新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係がドコモが別に定める基準に適合する場合の名義変更または法人の合併もしくは分割に伴う名義変更を除きます)
- (4)Xi 等契約に係る契約約款に定める契約者識別番号の変更

17.ドコモの設備の修理または復旧について

- (1)本サービスの利用中に、サービス契約者がドコモの設備または本サービスに異常を発見したときは、サービス契約者はサービス契約者の通信環境等に故障がないことを確認の上、ドコモに修理または復旧の請求をするものとします。
- (2)ドコモは、ドコモの設備または本サービスに障害が生じ、またはその設備が滅失したことを認知したときは、契約約款に従いドコモの設備を修理または復旧するものとします。

18.通知

- (1)本サービスエリアの工事、メンテナンスの連絡や長期休止等の連絡については、Wi-Fi SPOT 検索上 (http://dwifi.mapion.co.jp/b/docomo_wifi/)、ドコモの公式ホームページ等に掲載することとします。
- (2)前項以外の本サービスに関するドコモとサービス契約者との間の連絡は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - ① サービス契約者が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - ② サービス契約者が利用する契約約款に定める sp モード電子メールもしくは i モード電子メール (当社が別途定める sp モードご利用細則もしくは i モードご利用規則に基づくメッセージ R (リクエスト) および sp モードメールもしくは i モードメールを指しま

す。)のメールアドレスへの通知または契約約款に定めるショートメッセージ通信モード(SMS)による通知

③ その他当社が適当と判断する方法

(3)前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。

(4)当社は、第2項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

19.残存効

利用契約が終了した後も、「5.利用料金」、「6.個人情報」、「8.ユーザID、パスワード等の管理について」、「14.損害賠償の制限」および「23.契約約款の適用」の定めは、なお有効に存続するものとします。

20.本規則の変更

ドコモは、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス契約者へドコモが適切と判断した方法にて公表または通知することにより、本規則の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されます。

(1)本規則の変更が、申込者およびサービス契約者の一般の利益に適合するとき

(2)本規則の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

21.権利義務の譲渡等の禁止

サービス契約者は、ドコモの承諾なしに本サービスに関する権利義務を第三者に譲渡することはできないものとします。

22. 本サービスの廃止

(1)ドコモは、技術上および業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、サービス契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。

(2)ドコモは、前項の規定により本サービスの全部を廃止するときは、「18.通知」第2項に定める方法により廃止の期日等をサービス契約者へ通知します。

23.契約約款の適用

本サービスの利用に関し、本規則に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

24.反社会的勢力の排除

(1)サービス契約者は以下のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ① 自ら（法人その他の団体にあつては自らの役員を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること
- ② サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥ サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)サービス契約者は、自らまたは第三者を利用して以下のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

株式会社 NTT ドコモ

2020年3月25日改訂

2020年6月25日改訂